

私立幼稚園就園奨励費補助金に関するQ&A

私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事柄について、よくある質問をご紹介します。
詳しくは担当までお問い合わせください。

Q 1	何を基準に補助金額を決定しているのですか。
A 1	申請する年の前年の所得によって決まる市民税額の階層と在園児の兄弟姉妹の状況をもとに国において補助金額を決めています。

Q 2	摂津市に住んでいますが、他市の私立幼稚園に入園しました。 どちらの市に補助金の申請をすればよいですか。
A 2	摂津市に申請をしてください。市外の幼稚園に通園していても、原則、お住まいの市町村での補助金申請となります。

Q 3	家族で5月に海外へ引っ越す予定です。申請手続きはどうしたらよいですか。
A 3	5月までの補助を受けることができます。転出される前に補助金の申請手続きをしていただく必要がありますので、幼稚園の事務担当者にお伝えください。

Q 4	幼稚園は変わらないのですが、摂津市から他市に引っ越しをしました。 申請はどのようにしたらよいですか。
A 4	引っ越しをした月に応じて、〇〇月までは摂津市から、△△月までは他市からの補助を受けることとなります。摂津市と他市にそれぞれ申請をすることとなります。

Q 5	インターナショナルスクールやプレスクールは補助の対象になりますか。
A 5	対象になりません。

Q 6	補助金申請する年の1月1日に摂津市以外の市に住んでいました。 申請書に添付する税額の書類はどこでとればよいですか。
A 6	申請する年の1月1日に住民登録があった市町村で市民税課税（非課税）証明書が発行されます。郵送で請求することが可能な場合がありますので、詳しくはお住まいだった市区町村にお問い合わせください。

Q 7	補助金申請をする年の1月1日にブラジルに住んでいました。 税額の書類として何を添付すればいいですか。
A 7	海外から転入された方の場合、申請する年の前年（1月1日～12月31日）の収入の状況が判断できる書類が必要となります。

Q 8 昨年、収入がなかったため税申告をしていません。何か影響はありますか。

A 8 収入がなかったということを証明していただくために、申告が必要となります。この場合、補助金額の認定ができませんので、必ず申告を済ませてください。

Q 9 3人の子ども（小5、小3、園児）がいるのですが、なぜ園児が第2子扱いになっているのですか。第3子扱いではないのですか。

A 9 補助金額の決定に影響する兄弟姉妹は園児～小学校3年生までのみを見るため、この場合は小学校3年生の兄（姉）からみて園児は2番目ですので、第2子扱いとなります。